

令和4年度

東近江市農業委員会
第8回（11月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日（木）午前9時30分から午前10時33分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3・出席委員 38人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	欠
3	出	23	出
4	出	24	欠
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 空家に付属した農地の指定について

議案第5号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主事	出
参事	出		
主任	出		

農業水産課

主任	出		

6. 会議の内容

議長 それでは令和4年度、第8回（11月期）の月例総会を開会いたします。
現在の出席者数は37名、欠席者数は3名ですが、後ほど1名が遅れて出席される予定ですので、この総会は成立いたします。
次に日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議席番号21番 ○○ ○○ 委員、23番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。
よろしくをお願いします。

議長 日程第2は、議事の上程です。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を願います。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

今回、10件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。

契約の種類につきましては、**番号1**、**番号4**、**番号6**が贈与、**番号2**が使用貸借、**番号3**、**番号5**、**番号7**から**番号10**が売買です。

いずれの案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。

番号1及び**番号2**の譲受人については、営農計画書を提出いただいております。幼い時から長年にわたり農業に携わっておられたこと、自営業が落ち着いてきたことにより、今後、農業にも力を入れていかれることを確認しております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
番号1から番号10まで一括してご意見ご質問をお受けしたいと思っております。
ご意見ご質問はございますか。

議 長 ご意見はございませんか。

議 長 特にご意見が無いようですので、採決に移ります。
番号1から番号10まで、承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認いたしました。

議 長 次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について説明いたします。

本件は、小脇町に居住する者が自ら所有する同町地先の農地1筆、面積366平方メートルの内133平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、長年自家用車を駐車していた場所が使用できなくなり、新しく自家用車の駐車場が必要となり自宅に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、転圧後コンクリート舗装仕上げとする計画です。雨水については西側の側溝に放流し処理されます。
また、令和4年7月22日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、ほか添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

本案件は、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いいたします。

3 番 11月7日に〇〇委員、〇〇委員と私、事務局2名の5名で事前調査を行いました。
申請地の西側に申請人の自宅がありますが、元々は家の道向かいに駐車場として利用していた土地があったそうです。その土地が土地改良事業の整備区域に入ってなくなったことから申請地を駐車場として利用したいとのことで申請されました。
申請地と自宅との間には里道もあるようですが、自宅隣地で影響を受ける農地はなく、やむを得ないと思われま

議 長 事務局の説明と調査報告が終わりました。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご意見ご質問はございますか。

議 長 ございませんか。よろしいですか。

議 長 ご意見ご質問が無いようですので、採決に移ります。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。

議 長 続いて議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を願います。

事務局 それでは議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について説明いたします。
本件は、昭和町に居住する者が芝原町地先の農地1筆、面積364平方メートル

の土地を売買で取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は妻と子ども2人と一緒にマンションに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、自己用戸建専用住宅が必要になり、妻の実家に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては自己用戸建専用住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては転圧仕上げとする計画です。雨水については敷地内に新設する吸込槽で浸透処理されます。

なお、農地転用の許可は都市計画法 29 条と同時許可となります。

また、本申請地は農業振興地域白地で添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について説明いたします。

本件は、千葉県千葉市に本社を置く港湾、河川等での水上土木工事や作業船、建設機械の賃貸業を営む法人が、小八木町地先の農地1筆、面積1,794平方メートルの土地を売買により取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、現在使用している資材置場だけでは手狭になってきていること及び事業の効率化のために市外に保有している資材置場の集約を行いたいことから、新たな資材置場が必要であり、既存の資材置場に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、ユニフロート（組立式台船）を20台置く資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、砕石仕上げとする計画です。雨水については、南側に新設する側溝で処理されます。

なお、令和4年7月22日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、ほか添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、甲賀市に所在する建設工事請負業等を営む法人が、きぬがさ町地先の農地3筆、合計面積2,092平方メートルの内1,400平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、工事資機材置場として利用するために一時転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、流域下水道工事のマンホール増設工事に伴い、資機材置場が必要となり、工事作業スペースだけでは必要面積が確保できず、工事現場に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、工事で使用する資機材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤にシートを敷設し、盛土をする計画です。雨水については、ポンプを使用し排水路にて処理されます。

また、令和4年10月14日付で「農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書」が提出されており、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号4について説明いたします。

本件は、近江八幡市に所在を置く土木工事業等を営む法人が、能登川町地先の農地1筆、面積92平方メートルの土地を売買により取得し、露天資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに譲受人が工事を着工したため、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在申請地隣地で使用している資材置場が事業拡大で手狭となり、隣接地と一体利用ができ、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、事業で使用する資材置場として利用されます。土地の造成計画につきましては、盛土をして整地仕上げとし、雨水については、地下浸透にて処理されます。

また、本申請地は農業振興地域白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号5について説明いたします。

本件は、蒲生堂町に居住する者が、同町地先の農地2筆、合計面積171.69平方メートルの土地を売買により取得し、進入路及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、自宅に駐車場がなく、他の場所を借りている状況であります。家族が成長しさらに駐車場が必要となり、自宅に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、駐車場及び進入路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土をして砕石仕上げとし、雨水については、側溝を新設し会所柵を介して既設水路にて放流処理されます。

また、令和3年11月30日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、ほか添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号6について説明いたします。

本件は、平柳町に所在する一般貨物自動車運送事業を営む法人が、同町地先の農地1筆、面積4,549平方メートルの内2,410.66平方メートルの土地を賃貸借で権利取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、事業拡大に伴い、新たに大型車両及び従業員用の駐車場29台分が必要になり、自社の物流倉庫に近隣で利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、大型車両及び従業員用の駐車場29台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、コンクリート仕上げとし、雨水については、敷地内に側溝を設置し、南側排水路へ放流し処理されます。

なお、令和4年7月22日付で農振農用地いわゆる青地から白地に除外されており、ほか添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号7について説明いたします。

本件は、平田町に所在する建築業を営む法人が、同町地先の農地11筆、合計面積7,565.61平方メートルの内2,927.61平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、借人は令和4年9月の月例総会において、本社に隣接する農地2,871平方メートルを資材置場に転用する許可を受けておりますが、点在して保管している資材を集約しきれないため、借人の業務拡大及び利便性、安全面を考慮し資材置場のさらなる集約化をたく、借人の本社に隣接しており利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、資材置場として利用されます。

なお、現在利用している資材置場について、一部は今後も利用しますが、残りは申請地に移転されます。

土地の造成計画につきましては、転圧後砕石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

なお、隣接する既存施設の面積は8,812.37平方メートル、その2分の1は約4,406平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準を満たしています。

また、本申請地は農業振興地域白地です。

なお、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号8について説明いたします。

本件は、桜川西町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積361平方メートルの内174.34平方メートルの土地を売買により取得し、農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに平成24年頃に譲渡人が土地を造成し資材倉庫として利用していたため、顛末書付きの申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、所有している農業用機械等の保管場所が狭く、新たに保管する場所が必要となり、現在耕作している場所に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、隣接する道路側溝にて処理されます。

また、令和4年8月3日付で農振除外の軽微変更がされており、ほか添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号9について説明いたします。

本件は、妙法寺町に所在する不動産業を営む法人が、中小路町地先の農地2筆、合計面積710平方メートルの土地を売買により取得し、貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地周辺の工場へ派遣社員として通勤されている方が、工場周辺で、自家用車を駐車しておく駐車場の需要が高まっており、駐車場用地として適した広さの土地である当該申請地を選定しました。

土地の利用計画につきましては、20台分の貸駐車場として利用されます。
土地の造成計画につきましては転圧仕上げとなります。
また、本申請地は農業振興地域白地で、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号10について説明いたします。
本件は、能登川町に所在を置く測量設計や工事監理業務等を営む法人が、同町地先の農地1筆、面積105平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに平成30年頃に譲渡人が駐車場として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、業務拡大により事務所駐車場が手狭となり、新たに従業員及び来客用の駐車場が必要となり、現在の事務所に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、従業員及び来客用の駐車場として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件であることから土地の造成は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。
また、本申請地は農業振興地域白地で、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
事前調査の報告を、〇〇委員からお願いいたします。

3番 番号1は、芝原町の案件で妻の実家の隣に戸建て専用住宅を建てるというものです。集落に接続していること、また前面は県道高木八日市線、側面は法定外ではありますが道路に面している土地です。
都市計画法の許可と同時許可となり、農地への影響はないと思われやむを得ないと思います。
なお、本申請地の奥（北側）は、第3条申請の番号5で権利移転が許可された農地で譲受人は妻の父に当たります。

番号2は、小八木町の案件で昨年大規模案件として許可した船舶資材置場の隣地となります。本件は昨年の許可地と一体的に利用するために申請されたもので、東側は道路、南側は排水路に面しており、周辺農地とは接しておらず影響はなく農地への支障はないと思われれます。

番号3は、きぬがさ町の案件です。すぐそばを改良された県道大津能登川長浜線が走り、新県道部と旧県道部をつなぐ脇道沿いの農地です。
県流域下水道のマンホール増設工事に伴う資材置場として、一時転用し利用し

たいという申請です。期間は令和5年8月31日までとのことで問題ないと判断いたします。

議 長 続いて、番号4から〇〇委員お願いします。

5 番 番号4は、能登川町の案件で、元々は「織山」を後背とした林地で、近くにはソーラーパネルもあり、対象地の隣地に申請人の既設資材置場があることから拡張を計画され、担当部署へ樹木の伐採申請を提出されていたのですが、それを農業委員会の許可済と勘違いされ事前に着手されて顛末案件となったものです。既存地との一体利用ということですが、近くに沼のような様相の場所もあり、いずれはここも一体的に利用したいという思いもあるようです。問題はないと思います。

番号5は、蒲生堂町の案件で住居に駐車場がないことから住宅裏手の農地の一部を転用取得し、駐車スペースを確保しようと計画され、国道477号からの進入路もあわせて整備されるものです。申請地のすぐ脇に日野川流域土地改良区の分水工があり開渠の用水路と地下埋設の送水管を横断する計画ですが、同土地改良区の同意も得られているということで、やむを得ないものと思われま

す。番号6は、平柳町の案件で運送業を営む会社が自社から国道307号を挟んだ向かい側に大型トラック等の駐車スペースを確保するために申請されたものです。進入路の間口が6メートルほどで少し狭いように感じましたが、影響を受ける農地はなく、物流幹線である国道脇でもありやむを得ないと思われま

議 長 次に番号7の大規模案件について、〇〇委員お願いします。

28 番 番号7については、申請面積が2,900平方メートルを超えていることから農政・許認可検討委員会審議案件として申請代理人から説明を受け、事前審議を10月31日に行ったものです。当日は、〇〇委員、〇〇委員、私に加えて、地元の〇〇委員にも出席いただいて説明を受けました。事務局の説明にもありましたように9月に2,800平方メートル余りの農地を建築木材の乾燥保管場所（施設）として転用されており、当該地は整備中で一部に碎石も敷かれている状況です。今回の申請地は第一種農地ですが農用地区域（青地）ではありません。隣地には青地も残っているという混在地域で、あまり農業に適した土地とは思えません。申請人は建築業を営むことから各所に木材の乾燥保管場所を確保していますが、点在している保管場所を集約したいという思いがあり、「やっと会社近くに集約することができ、まとめて管理できる。ほっとした。」と現地確認時に申請人本人からも直接話を聞くことができました。面積は大きいですが影響を受ける農地はなく転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長 続いて番号8から〇〇委員お願いいたします。

6 番 番号8は、桜川西町の案件で農業用倉庫の売買になります。
第3条申請の番号9で当該人同士が所有権移転される農地の上に建っています。
譲渡人が転用許可を受けずに建築した倉庫があり顛末案件ですが、譲受人の農地が近隣地にあることから農業用資材や器具の倉庫として利用されます。
北側は水路、東側は農道、南側には神社があり、西側に農地がありますが現状のままの農用利用で影響はないことから問題ないと思われま

番号9は、中小路町の案件です。国道421号の北側で東近江総合医療センターの近くになります。派遣社員として働く方々の集合駐車場所として利用する計画です。未整備農地で住宅地に近く、2筆の内1筆は竹藪など樹木が繁茂し農地としての利用は適していないことから日常生活上必要な施設として転用はやむを得ないと思われま

番号10は、能登川町の案件で、測量設計などを営む会社が自社の駐車場を拡張するために事務所隣地の農地を売買取得されるものです。当該土地は譲渡人が転用許可を受けずに平成30年ころから駐車場として使用していたもので顛末案件となります。集落内農地で周辺に農地はほとんどなく現状も雑種地で影響を受ける所はなく転用はやむを得ないと思いま

議 長 調査いただいた委員さんにはありがとうございました。
事務局の説明と調査報告が終わりました。

議 長 それでは順次審議に入ります。
議案第3号の番号1について、ご意見ご質問はございますか。
ご意見等のある方は挙手をお願いいたします。

(以下、番号10まで繰り返し。質疑はなし。)

議 長 ご意見ご質問は無いようですので採決に移ります。
番号1から番号10まで承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本件は可決いたしました。

それでは、私から1点報告をさせていただきます。
番号7の平田町の案件については大規模案件ですので、11月18日の県農業会議の常設審議委員会の審議案件となります。
9月に一度、既存施設の二分の一以内の面積の転用ということで許可されていますが今回はその面積が合算された地積の二分の一以内の申請となります。
そのことをしっかり説明したいと思いま

9月の県審議会でも本市の案件は問題なく承認されているのですが、既存の二分の一以内という要件について、国や県の考え方を示してほしいと発言された会長がおられたということをご報告させていただきます。

議 長 次に議案第4号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準」第7条の規定に基づき、次のとおり申請があったので、空家に付属した農地として指定することについて意見を求めます。
番号1について説明いたします。
本件の申請人は妹町に居住する者で空家に付属した農地の指定を受けるために申請があったものです。
申請地は、妹町〇〇〇番、面積76平方メートルの畑と妹町〇〇〇番、面積862平方メートルの田、妹町〇〇〇番、面積558平方メートルの田の農地3筆です。
なお、すでに東近江市空家バンクへは登録済みで農地の状況は現時点では遊休農地ではありませんが、今後遊休化が見込まれる農地です。
農地の指定申請理由につきましては、申請人は申請地の宅地と農地について管理することができないとの相談から、空家バンクにおいて手続を進めてこられました。
担当農業委員は、〇〇委員です。
また、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第4条に基づき審査したところ、指定相当と判断し、空家に付属した農地に限定した別段面積に指定したいと考えます。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本議案について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 ございませんか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
本案件について承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案件は可決承認されました。

議 長 次に議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
この案件については、関係者に 〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員がおられます。
農業委員会法の規定に基づき、「議事参与の制限」がありますので当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
審議終了後に入室、着席していただきます。

それでは事務局から説明を願います。

事務局

農業水産課の〇〇です。よろしく申し上げます。

説明する前に、先月の利用権設定に一部変更があったのでお伝えさせていただきます。

先月の総会で承認をいただいた翌日に中間管理機構から農用地利用集積計画（中間管理機構事業分）の一部取下げの申出がありました。取下げ理由は耕作条件が折り合わず、取り下げる運びとなったとのこと。変更内容は、中間管理機構事業分3件、10筆、14,464平方メートルが取下げとなり、中間管理機構事業分の農用地利用集積計画の利用権設定は85件、205筆、343,938平方メートルとなります。

なお、取り下げた分については、再度、後期受付分で提出されました。

それでは、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）」を説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は11月30日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は6件15筆33,003平方メートル、利用権設定は42件104筆157,726.29平方メートルです。設定を受ける認定農業者は20名で140,156.75平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約73パーセントです。まず、議案の1ページから5ページが所有権移転で、6ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は上羽田町の2筆であり、2,000,000円を対価として売買により、令和4年12月12日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者も上羽田町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は外町の2筆であり、592,000円を対価に売買により令和4年12月12日に所有権が移転されます。移転をする者は大阪府に居住する者で、移転を受ける者は外町に居住する認定農業者となっております。

3ページの番号3の所有権を移転する農地は大沢町と横溝町の2筆であり、贈与により令和4年12月12日に所有権が移転されます。移転をする者は大沢町に居住する者で、移転を受ける者も大沢町に所在する認定農業者となっております。

3ページの番号4の所有権を移転する農地は横溝町の3筆であり、贈与により、令和4年12月12日に所有権が移転されます。移転をする者は宮川町に居住する者で、移転を受ける者は大沢町に居住する認定農業者となっております。

4ページの番号5の所有権を移転する農地は梅林町の4筆であり、合計1,500,000円を対価に売買により令和4年12月12日に所有権が移転されます。移転をする者は大阪府に居住する者で、移転を受ける者は曾根町に所在する認定法人となっております。

5ページの番号6の所有権を移転する農地は躰光寺町と乙女浜町の2筆であり、合計868,600円を対価に売買により令和4年12月12日に所有権が移転されま

す。移転をする者は名古屋市に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、6 ページから 31 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。

38番 2 ページの外町の所有権移転について、1011 番（150 平方メートル）と 1244 番（2,960 平方メートル）の対価が入れ替わっていないか。

事務局 申請書どおりに記載させていただいています。
〇〇委員は当事者さんですので入れ替わっているということなら修正させていただきます。

議 長 事務局で修正させてもらうということですが、それでよろしいですか。

38番 はい。結構です。

議 長 それでは審議に入る前に、先ほどお名前をお伝えした 4 名の委員さんは一時退席をお願いいたします。

議 長 議案第 5 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

議 長 ございませんか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
議案第 5 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認されました。

議 長 審議が終了しましたので、4 名の方に入室、着席をお願いしてください。

議 長 続きまして事務局長の専決事項として処理しております報告第 1 号から報告第 4 号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の報告について」番号 1、五個荘塚本町の分譲宅地の案件から番号 4、林町の宅地の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」番号1から番号5まで、5件の届出がありました。転用目的の内訳は、農業用機械駐車スペース、農業用井戸、農機具置場への転用です。届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により受理しております。

報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」番号1から番号15につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、全て無となっています。

報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」貸借の合意解約について説明をします。賃貸借権の合意解約につきましては、1番から29番までです。続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から13番です。なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。以上、第1号から第4号まで報告します。

議 長 事務局長の説明が終わりました。
報告第1号から第4号までについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 無いようですので、事務局長の専決事項の報告を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和4年度第8回（11月期）月例総会を終了いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

21番 ○ ○ ○ ○

23番 ○ ○ ○ ○